

愛知県中学校総合体育大会に関わる複数校合同チーム参加規程

愛知県中小学校体育連盟

愛知県中小学校体育連盟は、少子化に伴う運動部活動参加生徒数の減少で単独チームによる大会参加が困難な学校に配慮し、少人数の運動部にも大会参加の機会を与えるという趣旨から、以下の条件で複数校による合同チーム（以下「合同チーム」という。）の愛知県中学校総合体育大会への参加を認める。

1 合同チームとしての活動条件

合同チームは、日常において計画的に学校の部活動として監督が指導し、各学校の教員が引率して、練習していることが大会参加の前提条件となる。

合同チームの監督は、いずれかの学校の校長・教員とする。

2 合同チーム編成の条件

(1) 競技と人数の範囲

合同チームの編成は、個人の部をもたない団体競技に限定する。ただし、()内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成することができる。

- | | | | |
|-----------|-----|----------|------|
| ・バスケットボール | (5) | ・サッカー | (11) |
| ・ハンドボール | (7) | ・軟式野球 | (9) |
| ・バレーボール | (6) | ・ソフトボール | (9) |
| ・弓道 | (3) | ・アイスホッケー | (11) |

(2) 編成の組合せ

- ① (1)の条件に当てはまるチーム同士の合同チーム。
- ② (1)の条件に当てはまるチームと出場最低人数を満たしているチームとの合同チーム。ただし、②で生じた合同チーム内で、出場最低人数を満たしているチームが単独チームとしても成り立つ場合、単独チームとしての出場はこれを認めない。

3 複数校合同の範囲

その範囲は、支所の範囲とし、2校間での編成とする。

ただし、特別な事由によりこれに該当しない場合、支部が本連盟事務局に申請し常任理事会において協議し、決定する。

4 編成の手続き

(1) それぞれの学校間で校長が合同チームを編成することに合意した場合、当該校の校長はその旨を中小体連支所長に申請し、支所中小体連で協議の上、承認の可否を判断するものとする。

(2) 承認した場合、中小体連支所大会申込書の写しを愛知県中小体連事務局に提出する。

5 その他

(1) チーム名については、合同する学校名を連記する。

(2) 編成規定において問題が生じた場合はその都度見直しを行うものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

付記（平成29年2月21日改訂）

（令和3年2月17日改訂）